

## (N10-2) 土木学会地域貢献事業の運営に関する規則

2020年1月17日制定

### (総則)

**第1条** この規則は、土木学会地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第10条に基づき、土木学会地域貢献事業（以下「地域貢献事業」という。）の運営、事業の決定に関する事項について定める。

### (目的)

**第2条** 本規則は、地域貢献事業を円滑に運営することを目的とする。

### (地域貢献事業の種別)

**第3条** 地域貢献事業は、次の2種類を実施する。

- (1) 一般型助成事業：地域貢献事業に係る資金に関する規則第4条で定める地域貢献資金のうち一般型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (2) 指定型助成事業：地域貢献事業に係る資金に関する規則第4条で定める地域貢献資金のうち指定型資金による規程第3条に定める活動への助成。

### (運営組織)

**第4条** 地域貢献事業の運営組織は、原則として支部幹事会とする。但し、当該支部が運営委員会を設置することは妨げない。

### (活動)

**第5条** 運営組織は、地域貢献事業に係る次の活動を実施する。

- (1) 寄附の公募
- (2) 寄附の受付
- (3) 助成の決定、助成金の交付
- (4) 助成による実績の検証・評価

### (寄附の公募)

**第6条** 地域貢献事業への寄附については、支部広報刊行物及び支部ホームページにより公募する。

### (寄附の受付)

**第7条** 地域貢献事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

### (寄附申込手続)

**第8条** 地域貢献事業への寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、原則として、次の各号により申込書を作成し、支部長に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に定める一般型助成事業を対象とする場合は、様式-1を用いる。
- (2) 第3条第1項第2号に定める指定型助成事業を対象とする場合は、様式-2を用いる。

**(寄附金受入の審査・決定及び通知)**

- 第9条** 寄附金受入の可否は、第4条に定める運営組織で審査の上、理事会が決定する。
- 2 支部長は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者に通知する。
  - 3 第1項の審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。

**(助成申請時期)**

- 第10条** 地域貢献事業の助成の申請は、随時受け付ける。

**(助成申請手続)**

- 第11条** 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、所定の申請書（様式-3）を作成し、支部長に提出するものとする。
- 2 申請者は、支部役員、支部委員会委員長とする。

**(助成金交付の審査・決定及び通知)**

- 第12条** 助成金交付の可否は、運営組織で審査の上、理事会が決定するものとする。
- 2 運営組織は、第1項の結果をすみやかに申請者に通知する。
  - 3 第1項に定める審査・決定は、随時行う。

**(助成金の請求)**

- 第13条** 助成金交付の決定を受けた申請者は、助成額の範囲内でその事業の実施に要する費用を支部事務局に請求するものとする。

**(報告及び検証・評価)**

- 第14条** 助成金の交付を受けた者は、助成を受けた事業が終了した後、活動成果報告書など（様式-4）を支部長に提出するものとする。
- 2 運営組織は、第1項の規定により提出された活動成果報告書に基づき、助成の実績について検証・評価し、理事会に報告するものとする。

**(精算)**

- 第15条** 助成金の交付を受けた者は、助成を受けた事業を実施した結果、助成金に残余が生じた場合、残余から送金に要する手数料等の費用を差引いた額を当該支部に返金するものとする。
- 2 助成金の交付を受けた者は、理由の如何にかかわらず助成を受けた事業が実施できない場合、助成金の全額およびそれに伴う発生利息を当該支部に支払うものとし、その送金に要する手数料等一切の費用は助成を受けた代表者が負担するものとする。

**(助成金の返還)**

- 第16条** 助成金の交付を受けた者が助成金を目的以外に使用したことが判明したときは、当該支部は助成金の交付を受けた者に助成金の全額およびそれに伴う発生利息相当額の支払を求める。
- 2 前項の場合、返還のための送金に要する手数料等一切の費用は助成金の交付を受けた者が負担するものとする。

**(事務局)**

- 第17条** 運営組織の担当事務局は、当該支部事務局とする。

**(規則の変更)**

**第18条** この規則の変更は、理事会において行う。

**附則** (2020年1月17日 理事会議決) この変更規則は、2020年1月17日から施行する。  
本規程の制定により、次の規程を廃止する。土木学会北海道支部地域貢献事業に係る運営に関する規則(平成22年3月19日制定)、土木学会東北支部地域貢献事業に係る運営に関する規則(平成22年3月19日制定)、土木学会関東支部地域貢献事業に係る運営に関する規則(平成22年1月22日制定)、土木学会中部支部地域貢献事業運営委員会規則(平成22年3月19日制定)、土木学会関西支部地域貢献事業運営委員会規則(平成21年11月20日制定)、土木学会中国支部地域貢献事業に係る寄附に関する規則(平成21年11月20日制定)、土木学会四国支部地域貢献事業運営委員会規則(平成21年9月11日制定)、土木学会西部支部地域貢献事業に係る運営に関する規則(平成22年3月19日制定)

(様式－1)

## 「土木学会地域貢献資金」(一般型資金) 寄附申込書

年 月 日

公益社団法人 土木学会

〇〇支部長 殿

土木学会〇〇支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金 千円	年 月 日払込予定
---------	------	-----------

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

振込先：

(様式－2)

## 「土木学会地域貢献資金」（指定型資金）寄附申込書

年 月 日

公益社団法人 土木学会

〇〇支部長 殿

土木学会〇〇支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金 千円	年 月 日払込予定
---------	------	-----------

なお、この寄附金は〔 〕が行う〕<sup>注1)</sup>  
活動<sup>注2)</sup>  
行事（ 〕<sup>注2)</sup>  
の助成に活用して頂くようお願い申し上げます。

氏名 印

住所 〒

電話番号 ( )

F A X ( )

注1) 〔 〕内に記載しない場合〔 〕全体に線を引いて抹消して下さい。

注2) いずれか一方を残し、他方は線を引いて抹消して下さい。

振込銀行：

(様式－3)

## 「土木学会地域貢献資金」助成申請書

年 月 日

公益社団法人 土木学会

〇〇支部長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会地域貢献資金による助成を下記のとおり申請いたしますのでよろしくお願いいたします。

### 記

年度 申請経費合計	年度経費内訳				
円	円	円	円	円	円

1. 助成対象事業名

2. 申請理由<sup>注1)</sup>

注1) 背景、課題、事業目的、事業内容等について具体的に説明すること。(必要に応じて、補足資料を添付) また、申請経費の積算根拠を記載又は添付すること。

(様式－４)

## 「土木学会地域貢献資金」助成報告書

年 月 日

公益社団法人 土木学会

〇〇支部長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会地域貢献資金による活動成果について、下記のとおり報告します。

年度 助成経費合計	年 度 経 費 内 訳				
円	円	円	円	円	円

成 果 概 要

以下、（運営組織）記入

助成成果の評価

助成効果： 大 ・ 中 ・ 小

コメント